

解体業・破砕業の許可基準について

○ 解体業の許可にあたっての基準

施設に係る基準・・・・・・・・・・・・・・・・ p1~6

能力に係る基準・・・・・・・・・・・・・・・・ p6~7

○ 破砕業の許可にあたっての基準

施設に係る基準・・・・・・・・・・・・・・・・ p8~9

能力に係る基準・・・・・・・・・・・・・・・・ p10

※ 標準作業書の記載にあたっては、「標準作業書ガイドライン（16年2月、標準作業書等ガイドライン検討ワーキンググループ）」をご覧ください。

解体業の許可にあたっての基準

施設に係る基準（施行規則 57 条 1 号）

＜使用済自動車(解体自動車)の保管施設＞
○ みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが当該場所の周囲に設けられ、かつ、当該場所の範囲が明確であること。

ポイント

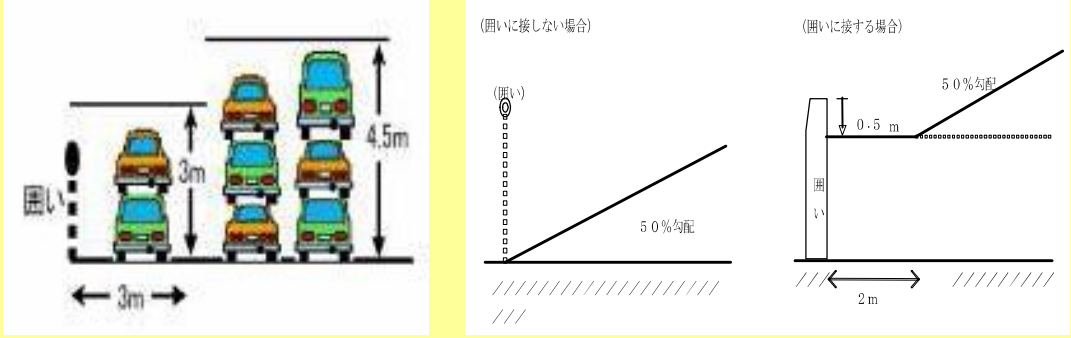
- ◆ 囲いの構造、材質等は特に問いませんが、人が容易に乗り越えたり、くぐり抜けたり、移動したりできないものや、倒壊しにくいものにする必要があります。また、囲いの高さは原則として 1.8m 以上とします。
例えば、ブロック塀、金属板、ネットフェンス、トタン等が考えられますが、使用済自動車等の荷重が直接囲いにかかる場合は、構造上倒壊しない安全なものにしてください。また、出入り口は施錠等が可能なものとしてください。
- ◆ 事業所全体に囲いがある場合は、使用済自動車等の保管場所の周りにそれとは別に囲いを設ける必要ありませんが、区域を明確にする必要があります。その場合、例えば、境界にカラーコーンを置く、ロープを床面に固定する、現場床面に白線を引くなどが考えられます。

(参考) 圧縮していない使用済自動車及び解体自動車の保管基準(廃棄物処理法施行規則)

① 保管の高さ

- ・囲いから保管場所の側に3m以内の部分 : 高さ 3mまで
- ・囲いから保管場所の側に3mを超える部分 : 高さ 4.5mまで
- ・格納するための施設(構造耐力上安全なものに限る)に保管する場合 : 使用済自動車等の搬出入に当たり、落下による危害が生ずるおそれのない高さ

② 保管の上限
上記高さを超えない限りにおいて保管することができる数量



(圧縮していない使用済自動車及び解体自動車の保管基準)

(左記以外の場合: 一般的な廃棄物処理法の保管基準)

<使用済自動車(解体自動車)の保管施設>

- 解体作業場以外の場所で廃油及び廃液が漏出するおそれのある使用済自動車を保管する場合にあつては、当該場所が次に掲げる要件を満たすものであること。
ただし、保管に先立ち使用済自動車から廃油及び廃液を回収することその他廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。
- (1) 廃油の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- (2) 廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。

ポイント

- ◆ 廃油・廃液が漏出するおそれがある使用済自動車は、老朽車や事故車などが考えられますが、そのような自動車を保管する場合の措置を規定したものです。
- ◆ 床面は、鉄筋コンクリート（舗装厚さ 15cm 以上のもの）、あるいは鉄筋コンクリートと同等以上の効果を有するもの（例えば、厚さ 15cm の無筋コンクリート舗装+厚さ 10mm の鉄板、厚さ 15cm のアスファルト舗装+厚さ 10mm の鉄板など）とする必要があります。
ただし、廃油・廃液が漏出するおそれがある事故車等の使用済自動車は保管せず、直ちに解体作業場に搬入するなど、保管場所における廃油及び廃液の漏出防止対策が確実であり、その旨が「標準作業書」に明記されている場合は、床面の構造は特に問いません。
- ◆ 油水分離装置については、解体作業場の項を参照してください。

<解体作業場以外での燃料採取場所>

- 解体作業場以外の場所で使用済自動車から廃油を回収する場合にあつては、当該場所が次に掲げる要件を満たすものであること。
- (1) 廃油の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- (2) 廃油の事業所からの流出を防止するため、ためますその他これと同等以上の効果を有する装置（以下「ためます等」という。）及びこれに接続している排水溝が設けられていること。

ポイント

- ◆ ガソリン及び軽油が万一漏出した場合でも、速やかに拭き取り、あるいは降雨の前にためます等から汲み上げておくことなどを「標準作業書」に記載し、適正に対処することが必要です。
- ◆ 抜き取った燃料や廃油を一定量（指定数量）以上保管する場合は、消防法により市町村長等の許可が必要となりますので、市町村等の消防部局へ確認してください。
- ◆ 廃油の地下浸透を防止するための床面の構造は、使用済自動車の保管施設の場合と同じです。
- ◆ 「ためます」とは、排水溝に接続し、漏出した燃料を一時的に溜めておく不浸透性の構造物ですが、こぼれた燃料を十分に回収できる容量を持つことが必要です。また、「ためますと同等以上の効果を有する装置」としては、油水分離装置が考えられます。

<解体作業場>

○ 次に掲げる要件を満たす解体作業場を有すること。

- (1) 使用済自動車から廃油(自動車の燃料を除く。以下この(1)において同じ。)及び廃液を回収することができる装置を有すること。ただし、手作業により使用済自動車から廃油及び廃液が適切かつ確実に回収されることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。
- (2) 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- (3) 廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。ただし、解体作業場の構造上廃油が事業所から流出するおそれが少なく、かつ、廃油の事業所からの流出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。
- (4) 雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他床面に雨水等がかからないようにするための設備を有すること。ただし、当該設備の設置が著しく困難であり、かつ、雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するために十分な処理能力を有する油水分離装置を設けることその他の措置が講じられる場合は、この限りでない。

ポイント

◆ 廃油及び廃液の地下浸透を防止するための床面の構造は、使用済自動車の保管施設の場合と同じです。

◆ 解体作業場からの廃油の流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝を設ける必要があります。屋根等があり雨水が流入しない油水分離装置は、解体作業場内で使用する洗浄水の最大使用量に応じた容積とし、油水分離を確実にを行うためには、一般的に3槽以上が望ましいと考えられます。

ただし、横殴りの雨でも浸入を防ぐことのできる屋根や壁等があり、周囲からは解体作業場内に水が流れ込まず、万一廃油・廃液が床に漏出した場合には、布等で速やかに拭き取ることや、解体作業場の清掃に水を用いないことなどが「標準作業書」に示されている場合はこの限りではありません。

屋根、壁等の材質及び形状の例

材質	構造	鉄骨、鉄筋、木造
	壁面	金属、コンクリート、スレート、モルタル、FRP
	屋根	鉄板、瓦、スレート葺など(テント地等であっても5年以上の耐久性のあるものは可)
形状	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根又は覆いがあること ・屋根及び壁は容易に移動できないものであること ・壁は強固なものであって、解体作業場の床面及び屋根と完全に接し、かつ床面に固定されているものであることが望ましい 	

周囲から解体作業場内に水が流れ込まない構造の例

- ・ガレージのように、屋根があり、三方が壁に囲まれ、残り一方にシャッターがある構造
- ・解体作業場の周囲に雨水吐きのための排水側溝(開渠)が設けられているもの
- ・解体作業場全体の床面が周囲の地面よりも高くなっているもの
- ・解体作業場の周囲に地表を流れる雨水等が浸透・越流しない高さの堰堤が設けられているもの

◆ 雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するためには、屋根等を設置するのが原則ですが、市街化調整区域に建築物を建築する場合は都市計画法に基づく許可が必要となりますので、都市計画部局へ確認してください。

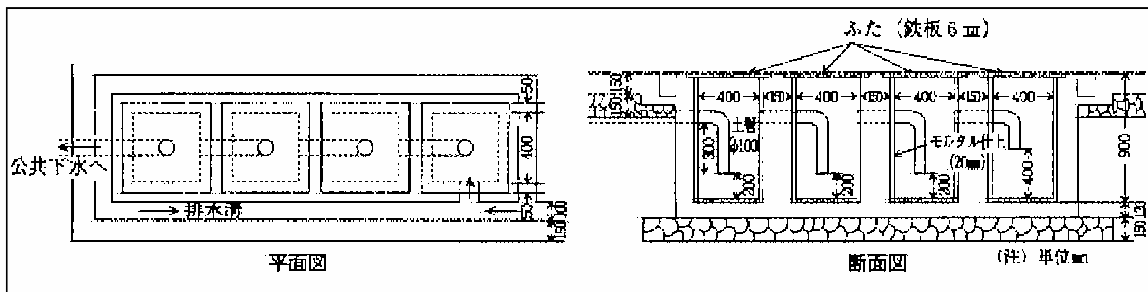
- ◆ 屋根等のない場合の油水分離装置は、解体作業場内の雨水の流出量に応じた容積とする必要があります。一般的な構造としては、3槽以上で滞留時間が2時間以上となるよう設計することが望ましいと考えられます。

ただし、油水分離装置は、地域や条件によっては相当大きな油水分離装置となり、設置が容易でない場合も考えられますが、この場合は、解体作業場の面積を可能な限り狭くするほか、作業時以外や雨が降り始めたら直ちに雨水が入らないよう、シートで覆いをするなどのソフト面での対策を併用することで、油水分離装置を小さくすることは可能です。

【参考】油水分離装置の容量を算定する計算式の例

○ 降雨強度の計算式	
$I = a / (t^n + b)$	I : 降雨強度 (mm/h) a, b, n : 確率年数ごとの定数 t : 時間 (分)
○ 雨水流出量の計算式	
$Q = \frac{1}{3.6 \times 10^6} \times C \times I \times A$	Q : 雨水の流出量 (m ³ /sec) C : 流出係数 (一般の舗装路面では 0.70~0.95) I : 降雨強度 (mm/h) A : 集水面積 (m ²)
○ 油水分離槽の容量V(m ³)の計算式	
$V = Q \times 60 \times 60 \times H$	V : 油水分離装置の必要容量(m ³) H : 時間 (h)

【参考】油水分離装置の構造例 (大きさは計算結果により異なります。)



- ◆ 本県における油水分離槽の標準的な設計については、以下のとおりです。

【算定式】

- ① 雨水流出量の計算式

$$Q = \frac{1}{3.6 \times 10^6} \times 0.95 \times I \times A$$

Q : 雨水の流出量 (m³/sec)
I : 降雨強度 (mm/h)
A : 集水面積 (m²)
0.95 : 流出係数

- ② 油水分離槽の容量の計算式

$$V = Q \times 60 \times 60 \times H$$

V : 油水分離装置の必要容量 (m³)
H : 時間 (h)

< 本県における降雨強度表（5年確率：タルボット式） >

		5分	10分	30分	1時間	2時間
那 覇	I (mm/h)	88	85	77	66	52
名 護	I (mm/h)	99	96	85	73	57
宮古島	I (mm/h)	110	106	93	78	59
八重山	I (mm/h)	98	95	84	72	56

【計算例（那覇）】

(1) 油水分離槽のみで対応する場合

- ・油水分離槽の滞留時間は2時間を標準とする。
- ・降雨強度表の2時間の欄の52mm/hを採用する。
- ・解体作業場（集水面積）が50m²の場合

$$Q = \frac{1}{3.6 \times 10^6} \times 0.95 \times 52 \times 50 = 6.86 \times 10^{-4} \text{ (m}^3/\text{sec)}$$

$$V = 6.86 \times 10^{-4} \times 60 \times 60 \times 2 = 4.94 \text{ m}^3$$

(2) シート等で直ちに覆う場合

- ・降り始めてから5分以内に解体作業場全体をシートで覆い、その後は雨水の流入がない場合
- ・降雨強度表の5分の欄の88mm/hを採用する。
- ・解体作業場（集水面積）が50m²の場合
- ・5分の場合は安全率2倍を見込むこと。（10分は1.9、30分は1.8、1時間は1.5とする。）

$$Q = \frac{1}{3.6 \times 10^6} \times 0.95 \times 88 \times 50 = 11.61 \times 10^{-4} \text{ (m}^3/\text{sec)}$$

$$V = 11.61 \times 10^{-4} \times 60 \times 60 \times (5/60) \times 2 = 0.69 \text{ m}^3$$

< 取り外した部品を保管するための設備 >

○ 解体作業場以外の場所で使用済自動車又は解体自動車から分離した部品のうち廃油及び廃液が漏出するおそれのあるものを保管する場合にあっては、当該場所が次に掲げる要件を満たすものであること。ただし、保管に先立ち当該部品からの廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。

- (1) 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- (2) 雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他当該部品に雨水等がかからないようにするための設備を有すること。

ポイント

◆ 保管設備は、床面を鉄筋コンクリート舗装等した専用倉庫が考えられますが、例えば、使用済トラックから取り外した幌付き荷台や、屋根がある場所に備え付けた鋼製の受け皿等であっても、廃油・廃液が地下浸透しないことが確認できれば、保管設備として使用できます。

また、保管に先立ち、外部に付着した油分等は十分に拭き取り、開口部は閉じるなどの措置を講じて廃油・廃液が外部に流出しないことが標準作業書で明らかにされた部品については、必ずしも上記の保管場所に保管する必要はありません。

- ◆ 保管設備に屋根、覆いを設置することが困難な場合や、床が鉄筋コンクリートなどの不透水性構造となっていない場合の対応例を次に示します。

区 分	屋根・覆いがある場合	屋根・覆いがない場合	備 考
不透水性の床	【パターンA】 ○ 保管場所が明示されていればよい。	【パターンC】 ① 使用済トラックのコンテナや幌付き荷台の代用。 ② 密閉型のふた付きボックスで保管する。 ③ 部品を遮水性シート等で覆う。	
透水性の床	【パターンB】 ① 保管場所の下に、鉄板、ゴムシート、オイルパン、容器などの受け皿を設置する。 ② 分離部品の下にオイルマット、ウエスなど吸着剤を敷く。 ※パターンDの施設でも可	【パターンD】 ① 使用済トラックのコンテナ、幌付き荷台に、鉄板、ゴムシート、オイルパンや容器などの受け皿を設置する。 (コンテナ、荷台の床が遮水構造の場合には、不要) ② 密閉型のふた付きボックスで保管する。	注1) いずれも少量の廃油・廃液の流出しか想定しておらず、保管前の十分な除去作業が前提である。 注2) 廃油・廃液の受け皿は、部品と直接接する場合、その荷重に十分耐え得る材質、構造のものでなければならぬ。

能力に係る基準（施行規則 57条2号）

- 次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。
- (1) 使用済自動車及び解体自動車の保管の方法
 - (2) 廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法
 - (3) 使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品並びに鉛蓄電池、タイヤ、廃油、廃液及び室内照明用の蛍光灯の回収の方法を含む。）
 - (4) 油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）
 - (5) 使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法
 - (6) 使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法
 - (7) 使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法
 - (8) 解体業の用に供する施設の保守点検の方法
 - (9) 火災予防上の措置

ポイント

- ◆ 標準作業書では、解体作業が環境保全や資源有効利用上配慮して行われることを具体的に示す必要があります。その際、廃棄物処理法、消防法など解体業を実施するために守るべき他法令の規制等についても、関連する事項に含めて記載します。

また、解体作業手順は、解体の対象となる車種、解体以降の再資源化方法、解体事業場の設備等により多様であることから、標準作業書の作成は、実際の作業内容を踏まえたものとし、形式化することがないように十分留意するとともに、作業工程の改善や標準作業書の見直しを随時行うことが重要です。

なお、実際の作業工程の写真等を添付することにより、文章による詳細な説明の一部に代えることは可能です。

具体的な記載方法は、「標準作業書ガイドライン」を参照してください。

○ 事業計画書又は収支見積書から判断して、解体業を継続できないことが明らかでないこと。

ポイント

- ◆ 事業計画書は、解体実績（使用済自動車や解体自動車の引取り及び解体台数、解体自動車の引渡台数、保管量等）も含めて記述する必要があります。
- ◆ 使用済自動車や解体自動車を不適正に大量に保管している実態が明らかであり、当該使用済自動車等の撤去が事業計画書の中で示されない場合や、収支見積書により当該使用済自動車等の撤去を行うための資金的な目途が立たない場合には、解体業を継続できないものと考えられます。

破砕業の許可にあたっての基準

施設に係る基準（施行規則 62 条 1 号）

<解体自動車、若しくは圧縮又はせん断した後の解体自動車の保管施設>

- みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが当該場所の周囲に設けられ、かつ、当該場所の範囲が明確であること。

ポイント

- ◆ 解体業に係る使用済自動車の保管施設の場合と同じですが、圧縮したものと、圧縮していないものとは扱いが異なります。
圧縮していない解体自動車は、使用済自動車と同じ保管基準、すなわち、囲いから 3m 以内は高さ 3m 以下、その内側では高さ 4.5m 以下とする必要があります。一方、重機により簡易プレスされた解体自動車、ソフトプレス（1 軸圧縮）、A プレス（3 方縮圧縮）、サイコロプレスなど、圧縮した解体自動車は、一般的な産業廃棄物の保管基準が適用されます。
- ◆ 圧縮していない解体自動車と圧縮した解体自動車は分けて保管する必要がありますが、保管場所が十分でない場合などは、圧縮していない解体自動車を搬入後直ちに圧縮し、圧縮した解体自動車の保管場所に保管するなどの対応を行ってください。

<破砕前処理施設>

- 解体自動車の破砕前処理を行う場合にあつては、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置が講じられた施設を有すること。

ポイント

- ◆ 解体自動車の破砕前処理施設（圧縮又はせん断施設）は、廃棄物処理法に基づく処理基準が適用され、廃棄物の飛散・流出、騒音・振動の発生によって生活環境の保全上支障が生じない施設であることが必要です。望ましい具体的な例として、次のようなものが考えられます。
- ① 据え付け型施設、可動型施設（重機）の場合
 - ・破砕前処理施設を屋根・壁等があるコンクリート舗装された建物内に設置する。
 - ・重機による圧縮作業（先端部分）を屋根・壁等があり、床面をコンクリート舗装した場所で行う。また、当該作業場所や重機が動く範囲については、鉄筋コンクリートの床面を厚くする、鉄板を敷くなどの補強をする。
 - ・破砕前処理作業に伴って発生する振動の周囲への伝搬を防止するため、大型基礎設計、防振装置等により対応する。
 - ・必要に応じ、周囲に防音壁を設け、騒音が場外に漏れないようにする。
 - ② 移動型施設（プレスカーなど）の場合
 - ・圧縮作業は、周辺の生活環境に影響の少ない場所や時間帯で実施し、道路上では作業を行わない。また、床面が鉄筋コンクリート等で舗装された場所でできる限り行う。（その旨標準作業書に記載）
 - ・廃油・廃液類の漏出があった場合は、直ちにウエス等で拭き取り、現場の原状回復を図る。また、再発防止のため、解体業者に対する廃油・廃液の確実な回収を促す。（その旨標準作業書に記載）

<破砕処理施設>

- 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、次のとおりであること。
 - (1) 解体自動車の破砕を行うための施設が産業廃棄物処理施設である場合にあっては、廃棄物処理法第15条第1項又は第15条の2の5第1項の規定による許可を受けている施設であること。
 - (2) 解体自動車の破砕を行うための施設が産業廃棄物処理施設以外の施設である場合にあっては、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置が講じられた施設であること。

ポイント

- ◆ 自動車リサイクル法では、解体自動車は廃棄物として扱われ、その材質等から産業廃棄物に該当します。解体自動車の破砕に用いられる施設は、通常1日当たりの処理能力が5トン以上の規模となることから、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理施設として知事等の設置許可が必要となります。
- ◆ 1日当たりの処理能力が5トン未満の破砕施設では、知事等の設置許可は必要ありませんが、当該施設での破砕処理も廃棄物処理法に基づく処理基準は適用され、廃棄物の飛散・流出や、騒音・振動の発生による生活環境の保全上支障が生じないよう措置する必要があります。

<自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)の保管施設>

- 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さを保管するための十分な容量を有する施設であって、次に掲げる要件を満たすものを有すること。
 - (1) 汚水の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
 - (2) 自動車破砕残さの保管に伴い汚水が生じ、かつ、当該汚水が事業所から流出するおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設及び排水溝((3)において「排水処理施設等」という。)が設けられていること。
 - (3) 雨水等による汚水の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他自動車破砕残さに雨水等がかからないようにするための設備を有すること。ただし、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設等を設けることその他の措置が講じられることにより雨水等による汚水の事業所からの流出が防止できる場合は、この限りでない。
 - (4) 自動車破砕残さが飛散又は流出することを防止するため、側壁その他の設備を有すること。

ポイント

- ◆ 汚水の地下浸透を防止するための床面の構造は、使用済自動車の保管施設の場合と同じです。
- ◆ 排水処理施設の能力は、シュレッダーダストの保管に伴って発生する汚水の量や水質に応じた十分な能力が必要です。また、降雨時に発生する汚水を処理する排水処理施設については、地域の降水量と敷地の面積等により、処理すべき水量を計算してください。
- ◆ 側壁その他の設備として、側壁以外には自立したコンテナ等が考えられます。また、一般にシュレッダーダストは、発火のおそれがあることから、適切な火災予防にも配慮する必要があります。

能力に係る基準（施行規則 62 条2号）

- 次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。
 - (1) 解体自動車の保管の方法
 - (2) 解体自動車の破砕前処理を行う場合にあつては、解体自動車の破砕前処理の方法
 - (3) 解体自動車の破砕を行う場合にあつては、解体自動車の破砕の方法
 - (4) 排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。）
 - (5) 解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの保管の方法
 - (6) 解体自動車の運搬の方法
 - (7) 解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの運搬の方法
 - (8) 破砕業の用に供する施設の保守点検の方法
 - (9) 火災予防上の措置

ポイント

- ◆ 標準作業書では、破砕作業が環境保全や資源有効利用上配慮して行われることを具体的に示す必要があります。その際、廃棄物処理法、消防法など解体業を実施するために守るべき他法令の規制等についても、関連する事項に含めて記載します。

また、破砕作業手順は、破砕に用いる施設等により多様であることから、標準作業書の作成は、実際の作業内容を踏まえたものとし、形式化することがないように十分留意するとともに、作業工程の改善及び標準作業書の見直しを随時行うことが重要です。

なお、実際の作業工程の写真等を添付することにより、文章による詳細な説明の一部に代えることは可能です。

具体的な記載方法は、「標準作業書ガイドライン」を参照してください。

- 事業計画書又は収支見積書から判断して、破砕業を継続できないことが明らかでないこと。

ポイント

- ◆ 事業計画書は、破砕実績（解体自動車の引取り及び破砕の台数、シュレッダーダストの処分量、保管量等）も含めて記述する必要があります
- ◆ 解体自動車やシュレッダーダストを不適正に大量に保管している実態が明らかであり、当該シュレッダーダスト等の撤去が事業計画書の中で示されない場合や、収支見積書により当該シュレッダーダスト等の撤去を行うための資金的な目途が立たない場合には、破砕業を継続できないものと考えられます。